

令和2年第10回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和2年9月10日(木) 午後1時30分

2 閉会 令和2年9月10日(木) 午後3時08分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	守安 淳市	山田 隆正	池上 次男	小西 安彦
竹内 功次	東 茂	黒江 冊旨	石尾 弘	武田 英雄
友野 伸樹				

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 国橋 一輝 主事 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

6番委員 7番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第39号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第41号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第42号 農用地利用集積計画について

報告第27号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第28号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第29号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第30号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様でございます。

9月の半ばに入り、ちょっと涼しくなりまして、朝夕涼しくなっております。農作業の方も昼間はまだまだ暑さが続いております。また、田んぼにおいてはウンカの大発生という事で、大変だろろうと思います。私の所を言いますと、営農組合で22町程作っておりますけれど、ラジヘリで1回ウンカの除去をやりまして、2回目のウンカの対策でラジヘリを飛ばしております。そして、

私個人的にはラジヘリをやり、そうした中でウンカを2回、計3回やっておりますけれど、ウンカが大発生しておりますので、作物を大切にしていきたいと思ひますし、また、10月になって収穫の体制にしていきたいと思ひます。また、私たちの所で、組合の方で作物を付けておるWCSというのが牛の餌ですけど、農薬が出来ないものがございます、非常に苦慮しております。今朝も7時から11時まで草取り、他の人は12時まで草取りという事で、除草剤が効かず、あるいはウンカの対策もできずというような所で、非常に苦慮しております。非常に単価的には高くついておりますけれど、皆様方も作物を十分出来るように頑張りたいと思ひます。

それでは、ただ今より令和2年第10回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の農業委員の出席は15名、そして農地利用最適化推進委員の方が11名であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。よって、総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表の通り進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いをいたします。

【議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、付議事件の審議に入ります。

議案第38号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号27番】

(農地担当)

それでは、27番、宿の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9 番委員)

●●さんですけど、●さんと●●さんは親子でございます。そういう意味からして何ら問題は無
かろうかと思えます。あと細かい所は地元委員の方でお願いします。

(農地担当)

それでは、地元推進委員でございます黒江委員，補足の方お願いします。

(黒江委員)

これは、生前贈与という事で贈与するようになっていきます。本人に尋ねましたけど、一生懸命や
られるという事なので、何も問題ないと思えます。

私の方からは以上です。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

27番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、27番は許可されました。

【受付番号28番】

(農地担当)

続きまして28番，上原の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

この土地につきましては、現在稲作がされておりまして、管理の方もしっかりされているよう
です。譲渡し人の方ですが、この方は元々上原におられましたけれど、今は出ておられて地元には家
族も誰もいないという事で、相手方の方から要望を受けて、もう譲ってしまおうという事でこの度
の申請になったというふうに聞いております。

地元としては以上です。

(農地担当)

それでは、受人の担当地域の委員でございます12番委員もお調べいただいておりますので、12番委員よろしく願いいたします。

(12番委員)

受人の●●さんに関しまして、地元では兼業農家として稲作を中心にされている方です。地元の農業活動、地域活動にも貢献されていて、譲り受ける土地なんですが、車で5分という形で家からもかなり近いという状態でした。地元の方からもお話を聞きましたが、別段申し分ないという形で聞いております。

以上です。

(農地担当)

同じく受人の秦地区の推進委員でございます池上委員、何か補足等ございましたらお願いいたします。

(池上委員)

別に何もありません。よろしく願います。

(農地担当)

当該農地の推進委員でございます小西委員、補足等ございましたらお願いいたします。

(小西委員)

ご説明の通りで、私の方から付加するものは何もありません。よろしくご審議の程お願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

28番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、28番は許可されました。

【受付番号29番】

(農地担当)

続きまして29番、三須の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この案件につきましては、8月27日に私と守安委員で現地等を調査いたしました。現地調査では別段何も問題はありませんでした。どうぞよろしく申し上げます。また、調査報告につきましては、守安委員の方から説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、守安委員をお願いいたします。

(守安委員)

●●さんは、日頃から百姓を結構やられていますので、また、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、一応確認に行きましたがありまして、近所の方にも直接聞きましたけど何も問題なく、またこの●●さんがここに書かれているように、耕作が事実上不可能ということで、●●さんがされる、畑をするという事で了解を取っています。また、奥さんと二人ですという事で何の問題もないと思われまますのでよろしく申し上げます。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

29番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、29番は許可されました。

【受付番号30番】

(農地担当)

続きまして30番、西阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

この件の譲渡人と譲受人は、親子になっておりまして、現在家を出ておりますけれど、将来譲受

人の息子、長男ですが、農業をやってもらうために今回この3条の申請で所有権を移転するような、そういった申請に至った次第です。実際にこの農地につきましては、譲渡し人の夫婦と譲受人の長男、この3人で農業をやっておりまして、当面は現在の形のままで農業をしていくと聞いておりまして、地元としては別段問題はないと考えております。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、30番は許可されました。

【受付番号31番，32番】

(農地担当)

続きまして31番，宿の件でございますが、5ページの32番，使用貸借の案件と関連がございますので、一括審議とさせていただきます。それでは、31番及び32番，ともに宿の件ですが、これらにつきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

預かるほうは●●さんですけれども、●●出身でございます。小さい頃から畑をやっていたという事で、ぜひ続けていきたいんだと。後継ぎとしては長男がいますので●●の方は大丈夫という事で、ぜひ、一つの目標であったというか、本人は総社に来たかっらしいです。どういう理由か聞かなかったんですけど。購入するのが●●●●●と●●●●●，●●●●●という事で、そこには柑橘類を植えていきたいと。それと、ブルーベリー関係を植えて、将来的には加工をしていきたいんだという事で、非常に前向きに考えております。お一人で、という事を話したら、娘に手伝ってもらえるから大丈夫ですという事でした。機械もまだ持っていないので、草刈機，耕運機，

それにチェーンソー。チェーンソーはですね、これは借りる方ですね、借りる方の田んぼが非常に荒地になっております。草が生えたり木がちょっと太めのが残ったりしています。そこを広げていきたいという事で、チェーンソーもという事でした。そういう事で、前向きに考えておるんでぜひお願いしたいんです。私としてはいいかなと考えてます。

あと、地元の委員さんお願いします。

(農地担当)

それでは、地元推進委員でございます黒江委員、補足をお願いいたします。

(黒江委員)

土地の水利関係に関しては、●●さんと相談しながらやっていくという事で、心配ないと思っています。価格の方については、購入価格ですけどその周りの●●●●●とか●●●等の金額に比べて、どっちかより安い金額で買われるという事です。そういう事で、一生懸命やられるという事で私の方は問題ありません。

(農地担当)

これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

10アール当たり●●●●●なんですけど、こういうこの近辺の地価って言うのは、そういう形で今、取引されとんですか。何か百姓するのに●●●●●も一反出したんじゃ、全然あわんがなっている。町内の何か土地家屋を目当てにやりよんですか、その辺どうなっとんですか。

(農地担当)

事務局お願いします。

(主査)

さっき地元委員の報告にもありましたように、この近辺の●●●とか●●●●●のお店がありますけれど、その土地を売買する時にそれなりの価格があったようで、そこよりは今回の申請の方が安くなっているという調査をしていただいております。

(6番委員)

さっきちょっと良く聞こえなかったんだけど、農地として将来の宅地としての見込んだ価格が含まれとるっていう事ですか。

(主査)

宅地転用まで見込んであるかどうか、ちょっとこちらでは把握はしていないんですけど。その当時の土地の売買を参考にされたんだと思います。

(6番委員)

はい。

(農地担当)

他に、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(3番委員)

ちょっとよろしいですか。耕作面積がゼロになっておるんですけど、下限面積はこれは十分クリアしてあるんですか。

(農地担当)

事務局お願いします。

(主査)

今回所有権移転と使用貸借と2件出ておりますが、これらを合わせましたら下限面積の方は達しております。

(3番委員)

下限面積はいくらになるんです。あ、使用貸借があるんですか。

(主査)

はい。

(3番委員)

下限面積はいくらで基準なりましたかね。3反ぐらい。

(主査)

4反です。

(3番委員)

4反。ああ、そうですか。はい、分かりました。

(農地担当)

他にこの件につきましてご質問ございませんでしょうか。

(15番委員)

今の3番委員の質問と被るところがあるかもしれませんが、農業を新規でやられる方ではないんですかね。

(農地担当)

事務局お願いします。

(主査)

今回申請、現在の耕作面積ゼロなので、新規就農とみなして総会の出席も含めて地元委員に相談したんですけど、この方が元々●●の方で農業をやられていたという事がありまして、地元委員と相談した結果、農業の経験はあるというふうに判断されたので。

(15番委員)

はい、分かりました。

(農地担当)

他に、この件についてご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

3 1 番及び3 2 番, これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め, これらは許可されました。

【受付番号3 3 番】

(農地担当)

続きまして3 3 番, 清音三因の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(5 番委員)

今回, ●●●●さんから孫の●●さんへの贈与と伺いました。現在●●さんをはじめ, 家族5名で耕作しながら指導を受けておられるそうです。農機具も確保されております。地域の農地に支障の無いよう気を付けますと伺いました。私からは問題ないと思われます。

以上, よろしく願いいたします。

(農地担当)

この件についてご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

3 3 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め, 3 3 番は許可されました。

【受付番号3 4 番】

(農地担当)

続きまして34番、久代の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員)

譲受人の●●●●さんなのですが、●●の方で大規模に農業をされている方で、個人で17町、法人で13町、合計30町というふうにお聞きしています。ですから、譲受人に関しては今後も農業を続けるという意思もありまして、今現在も譲渡人の方からも借りて稲作をしている状況なので、今後も稲を作られるという事で、特に問題は無いと思っております。

以上です。

(農地担当)

それでは、受人の地区の委員でございます11番委員、よろしくをお願いいたします。

(11番委員)

譲受人の●●さんですけども、先程お話がありましたように個人としても17町ぐらいのものを耕作されておりまして、地区としましては、この久代をはじめですね、富原、秦、上原、八代、宍粟の方まで幅広く各地の所をやっておられまして、本人にちょっと話を聞きましたら、これだけ広い範囲のもの大丈夫かと、というような話でちょっと聞きましたけれども、これにかかりつきりなんでも、ちゃんとやっていけるという話でありました。それから機械器具の方もですね、同じ種類のトラクターであるとかそういった物も複数台大きな物を持っておられまして、そちらの方も特に問題になるようなものは見当たりませんで、今後も十分やっていけるものと思われまして。

以上です。

(農地担当)

同じく受人地区の推進委員でございます小西推進委員、何かございましたらお願いします。

(小西委員)

先程、農業委員さんのご説明の通り●●さんは熱心に今農業をやっておられる方で、若いし、問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

(農地担当)

それと、この当該農地、久代地区の推進委員でございます竹内推進委員、補足の方ございましたらお願いいたします。

(竹内委員)

ご説明の通りでございまして、●●ともちょっと直接お話したりして、水利の関係とかですね、といったことも地元で配慮しながらやっていくという事で約束しまして、全く問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件についてご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

30町分、ここだけで17町分なんですけど、1人でされとるんですか。どういう状況なんですか。

(農地担当)

11番委員お願いします。

(11番委員)

本人から聞いたところでは、家族3人でという事でございます。

(6番委員)

ここに書いてあるのが、ほんならあれですか。1の(1)になってる。この訂正、事務局はどう考えとんですか。

(主査)

申し訳ありません。報告の通り3人が正しいという事で、耕作者の方を1人と間違えております。ご訂正をお願いします。

(農地担当)

他にどなたかご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、34番は許可されました。

【受付番号35番】

(農地担当)

続きまして35番、福谷の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

受人の人のハウスが、豪雨災害によって堤防新設という事で、県が買取になったハウスがあるんです。そちらの隣の土地を自分の土地ではなかったんですけど、代替地で県がその代替地を買い取っていただいて、県から譲り受けるというふうな形に構図的にはなっております。受人の方は、地元でも農業を盛んにされている、まあ岡山で1番有名な施設トマトをされている方なので、受人の方は全く問題ございません。ほぼ丸々ハウスが1つ掛かってしまって、どうしようかという形で代替地を選択されたんだと思います。

以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、当地区の推進員でございます池上委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(池上委員)

別に問題はありません。よろしく申し上げます。

(農地担当)

この件についてご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、35番は許可されました。

【受付番号36番】

(農地担当)

続きまして36番、久代の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員)

譲受人の方は、現在も農業をされているという事で、その土地というのがこの方の自宅のすぐ隣の土地でありまして、今は荒地になってますけど元の状態に戻して田んぼにして稲作をするという予定だということで話は聞いています。

この譲渡人の方ですが、この●●●●さんという方が、法的な事が出来ないという事で、司法書士の方に確認して、その方から委任を受けているという事で、そのことも確認しております。そう
いうことで、自宅の隣という事で問題は無いかなという事で、あと家族の方もいらっしゃるの
で、その後また田んぼとして稲作をしていこうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(農地担当)

当地区の推進委員でございます竹内推進委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(竹内委員)

基本のご説明の通りなんですけれども、この土地がですね、長年放置されていましてですね、
非常に荒れてまして、水利組合からも整備しにくいという事ですね、溝とかをですね、この度●
●さんが引き受けてくださるというふうに言って、非常にいい形に地元的にはなると思っていますので、
ぜひよろしくお願ひいたします。

(農地担当)

この件についてご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

36番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、36番は許可されました。

以上で、議案第38号の審議は全て終了いたしました。

【議案第39号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第39号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といた
します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第39号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号15番】

(農地担当)

それでは、15番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

現況といたしまして、東、宅地、西、田、南、畑、北、宅地、以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

2階建ての倉庫を建てるという事でございますが、細かいところは地元委員の方にお願いますので、よろしくお願います。

(農地担当)

それでは、黒江推進委員をお願いいたします。

(黒江委員)

用水とか排水の部分ですけど、これは宅地と大体同化されて、宅地の排水、用水と同じになっていて、日照と通風の関係は、建物は既存建てで4メートル程で高さが低いので問題ないと思います。土石流の方も宅地のブロック塀が東西から入ってきているので、土砂の流出等はないと思います。以上、問題ないと思います。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

この案件ですが、既に倉庫のほうは建築されておまして、今回始末書の方も提出されております。この件ですが、先程の3条の申請でこの申請人の方の案件がありましたが、その際にここが農地であることが判明したもので、今回申請に至ったものであります。補足として農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(3番委員)

ちょっとよろしいですか。現況地目の所の登記面積が32平方メートルとなっておりますけど、2階建ての倉庫ゆう事になると、何かどなんかなと思うんですけど。これは状況的にはどなんですか。32平方メートルいうと何かちょっと狭いような。

(主査)

これが隣接する宅地と一体となっている土地でありまして、その倉庫の一部がこの土地にかかっているという状況です。

(3番委員)

ああ、分かりました。

(農地担当)

他にご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、15番は許可されました。

【受付番号16番】

(農地担当)

続きまして16番、山田の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東、宅地、西、田、南、畑、北、宅地。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

現地調査の結果を報告します。まず最初の報告は、この物件申請は農地法を熟知しておらず、許可申請を行わず無断で造成してしまった、との始末書が添付されています。周辺の土地は、ほぼ申請者所有の土地で、東側はブロックで土留めを施行しています。西側は、コンクリート土留めを施行しています。南側は、隣接の空き家があります。隣接の空き家境界線より約1メートル程控えてコンクリート土留めが施行されている。北側は、申請者の私有地の中にU字溝が施行されています。用水としては、今現在量水器を通して飲料している。排水として生活排水は、集落排水に接続しています。建物雨水排水は、既設敷内に設置している収集桝の沈殿槽を水路に流している。日照通風は、南側に隣接する空き家の建物が1軒あるが、日照通風を妨げる範囲ではない。土砂の流出等は、境界上にコンクリート及びブロックによる土留めを施行しています。

総合判断として、特に問題は無いと思われまます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、地元推進委員でございます東推進委員、補足ををお願いいたします。

(東委員)

7番委員と同行、現地調査を行いまして、7番委員の申された通りでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

この件もご報告にありましたように農地法の規定を知らずに転用されているものであります。今回始末書の方も提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

これ、今始末書が出るとるいう事ですけど、この現地地目とこれから作る面積の方が多いんですけど、それは現在の土地があるからこういう形になるんですか。

(主査)

はい。言われる通りでございます。元々の宅地に宅地からはみ出しているような状態ですので、宅地部分の建物も含めた面積となっております。

(6番委員)

はい。分かりました。

(農地担当)

他にご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、16番は許可されました。

以上で、議案第39号の審議は全て終了いたしました。

【議案第40号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第40号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第40号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号50番】

(農地担当)

それでは、50番、久米の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東が畑、西は道、南は畑、北は宅地。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

この本件は、申請地に隣接をしてこの譲受人の土地建物があります。その土地建物の管理の都合があつて、今回申請に至ったものであります。地元では特段問題ないと聞いておりまして、詳しくは地元推進委員の山田委員さんの方からお願いしたいと思います。

(農地担当)

それでは、山田委員よろしくをお願いいたします。

(山田委員)

譲受人と譲渡人、これがご兄弟で、この土地は実家でございます。昨年末までは弟さんがおられた。譲渡人がおりまして、管理をしていた住宅も畑も両方とも放置状態でありまして、今回の譲受人が昨年末ぐらいから管理して、宅地、畑ともに木を伐採して、不作付けですが畑に戻す状態にしています。現況は今言われた通りです。用水につきましては、元々周囲もそこも含めて畑でありますので、用水はございません。排水につきましては、ブロック塀に囲まれておりましてそこから出ることは無いんですけども、自然排水があるとすれば、既存の北側の集水から道路側溝へ排水すると思われまして、日照については、建物もないので支障は無いと思われまして、土砂流出等につきましては、ブロック塀を積まれておりますので、支障は無いものと思われまして、判断としまして支障は無いと思われまして。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

これ、お住まいになつとんのは●●で、土地は久米っちゅう形ですけど、これ、自分の駐車場じやなしに、どこか貸すためか、営業用か何かでしょうか。

(農地担当)

では事務局お願いします。

(主査)

譲受人は●●●在住ですが、今回の申請地に隣接する宅地の方もこの方が管理をされるという事で、その際にご自分の駐車場として利用するという事であります。

(6番委員)

はい。

(農地担当)

他にご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(山田委員)

すいません、ちょっと補足させていただきます。先程詳しく言えばよかったです。譲受人、渡人の実家であります。ですからこの申請地は渡人の名義で、北側の住宅地については譲受人の名義になっております。その弟さんのほうが管理できないという事で、昨年末からお姉さんが管理していると。そのために週一回くらい●●●から通いで管理しに帰っています。それで他に土地が無いので、狭い通路を入れてこの駐車場に入って管理しているというような状況でございます。

(農地担当)

ありがとうございます。他にどなたかご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、50番は許可されました。

【受付番号51番】

(農地担当)

続きまして、51番、南溝手の件につきまして現地調査の報告とそのまま地元委員の報告もお願いいたします。

(4番委員)

現況としましては、東が墓地、西が田、北側が水路管理地です。用水につきましては、譲渡人所有の●●●●●他、田への用水には不都合はありません。排水につきましては、申請地は生活排水の流出はありません。申請地の雨水については、排水側溝があり、隣接地へ流入しないようにします。日照、通風、申請地は道路敷地として利用するため、近接に対して日照、通風等の支障は無いものと思われませんが、極力注意します。土砂流出等につきましては、申請地は隣接地の境界部分には土留壁、既設があるため隣接地へ土砂が流出することはありません。総合判断としまして隣接地に影響は無いものと思われま。

どうぞご審議ください。よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

今回の件ですが、申請地に隣接する●●●●●を測量したところ、墓地の通路の一部に農地が入っていることが判明して、境界のずれがあったため、今回の申請に至ったものであります。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、51番は許可されました。

【受付番号53番】

(農地担当)

続きまして53番、西阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東が宅地、西が宅地、南が道路、北がこれは自分の宅地。以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの報告をお願いいたします。

(3番委員)

この案件は先程2ページのナンバーで30番ですか、その案件との関連と言いますか、渡人が同じ人間であります。譲受人は、その渡人の二男になります。2ページの時には長男であったんですが、その関係にありまして、この申請の農地は自宅の敷地の一部になっておりまして、大体約20年くらい前から車の進入路として、また駐車場としてそれぞれ利用してきたものであります。今回土地建物を長男の名義に変えるいうふうな、その手続きの中でこの敷地の一部が農地のままであったという事が分かりまして、今回その是正の手続きをするためにこの申請書が出ておるような、そういった次第であります。従いまして、周辺への農業への影響というものは全く考えることはできません。問題は無いと考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

ご報告にもありましたように、既に駐車場、進入路として利用されており、今回始末書のほうも提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、53番は許可されました。

【受付番号54番】

(農地担当)

続きまして54番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東は道路、西が宅地、南が田、北が道路。これは川の堤防にもなっています。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(15番委員)

当該農地でございますが、●●●●●●●●、●●●●●の南の辺を通っている新しい道、大きい道沿いの農地でございます。ただ今現地調査の報告にございましたように、道及び川の堤防という管理道に面しておりまして、この道を創設した時に出来た残地等も含めておりますので、周りの水田に比べて少し妙な形をしております。当該農地、昨年までは畑作として付けておりましたが、現在は保全管理という状況でございます。今回の申請につきましては、●●●●を開業するというお話でございます。周辺状況につきましては、先程現地調査の報告にありましておりでございます。周辺への営農状況につきましては、東が道、北が水路及び道、西が宅地及び雑地となりまして、今

回の増設等いたしましても影響は出ないものと考えております。また、雨排水につきましては柵を設置して公共道路の側溝へ流すという事で、これもまた問題ないと考えております。地元として影響もなさそうでございますし、問題なしととらえておりますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号55番】

(農地担当)

続きまして55番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東は残りの畑、西は畑、南は道路、北も残りの畑。
以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

私と守安さんで現地調査をいたしました。現地調査につきましては、別に何も問題はありませんでした。どうぞよろしく申し上げます。また、詳細につきましては守安委員のほうから報告をいたしますのでよろしく申し上げます。

以上です。

(農地担当)

それでは守安推進委員、よろしくをお願いいたします。

(守安委員)

用水については問題ないと思います。排水については、雨水は擁壁内の周囲に宅内の柵を設け、既存排水に接続します。生活用水は、合併浄化槽に接続し、直接既存の排水に流入しないように留意します。日照、通風については、木造二階建てで高さが7.5メートルなので、北側や東側に隣接地がありますが、建物は北側境界から3メートル、東側境界から1メートル離れた位置に建築し、日照、通風に支障が極力無いように留意します。土砂ですが、土砂は隣接の境界部分にブロック擁壁を設置し、盛土部分の崩壊の無いよう、隣接地の土砂が流出しないよう留意します。総合判断では問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

すいません。今説明では畑ちゅう話ですけど、これ地目は田になっとんですけど、既に畑にしとんのですか。

(農地担当)

では、まず事務局お願いいたします。

(主査)

はい。登記地目は田でございますが、現状が畑として利用されているというところです。

(農地担当)

他にどなたかございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号56番】

(農地担当)

続きまして56番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東は残りの田、西は宅地、南も残りの田、北は道路。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この件につきましては、先程と同じ私と守安委員で現地調査をいたしました。現地調査につきましては別に問題はありませんでした。どうぞよろしく申し上げます。また、報告につきましては守安委員のほうから報告していただきますのでよろしく申し上げます。

以上です。

(農地担当)

それでは守安推進委員，よろしく願いいたします。

(守安委員)

用水の方は何も問題ございません。排水につきましては，雨水，処理水については市道内にある道路側溝に流します。日照，通風については，建物，平屋で高さが6.6メートルのものです。中の文章に書いてあるのは西側になっとんですが，東側，南側が農地になりますんで，ここの文章が間違っと思えます。東，南が農地となります。建設地も相手との距離をとり，農地の日照，通風に障害の無いよう留意します。あと土砂ですが，周囲をコンクリートブロック擁壁で側溝を設け，土砂流出，堆積，崩壊を防ぐ。総合判断では問題ないと思えます。どうかよろしく願いします。

(農地担当)

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが，甲種農地，第1種農地，第2種農地，第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で，諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め，56番は許可されました。

【受付番号57番】

(農地担当)

続きまして57番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東は水路、西は田、南は水路、北は道路。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この件も私と守安委員で現地調査を行いました。現地調査では別に問題は何もありませんでした。どうぞよろしくをお願いします。また、調査報告につきましては守安委員のほうから報告しますので、よろしくをお願いします。

(農地担当)

それでは守安推進委員、よろしくをお願いいたします。

(守安委員)

用水につきましては問題なしです。排水につきまして、雨水等は舗装しないので土に浸透するようになります。生活用水ですが、水路管理用地につきまして出ません。日照、通風については、水路管理用地につき、建物、施設はありませんので、近隣土地の日照、通風に影響はございません。土砂ですが、宅内からの排水の工事するのに、西側の農地と高低差があるのでこの管理地を使用します。盛土をしないので、隣接地へ土砂が流出することはございません。

以上です。あと総合判断は問題ないと思います。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

すいません、ちょっと教えてください。水路管理用地っちゅうのはどういうあれなんですか。

(農地担当)

では、事務局お願いします。

(主査)

ではご説明します。今回の申請地が三須の●●●●●●という土地なんですけれど、先月ですね、これの東に隣接する●●●●●●という所を排水路として転用の許可をしております。審議をしております。前回そういった審議をしたんですが、その水路を管理するために、用地が必要という事で今回の申請になったものであります。水路ではなく、水路を管理するための用地という事で、

申請が出たものです。

(6番委員)

個人じゃなしに。

(主査)

個人の水路で審議しましたので、個人の水路の管理用地という事です。

(6番委員)

すいません。それから、ちょっともう少し大きな声で回答なり質問してもらえんですか。聞こえんことが多いんですけど。

(農地担当)

はい。まあ特に今皆さんマスクもされておりますし、議事録を作る関係もありますので、発言は大きめでお願いいたします。

他にご質問はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

57番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、57番は許可されました。

【受付番号58番】

(農地担当)

続きまして58番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東は水路，西は道路，宅地，南も宅地，北は残りの畑。
以上です。

(農地担当)

それでは，地元委員からの説明をいたします。

(15番委員)

当該農地でございますが，●●●●●●●●●●，黒尾線沿いの●●●●●●●●●●の十字路から200メートル程北に上がった所にある農地と言いますか，近頃開発が続いている所でございます。周辺は優良農地でございますので，これ以上開発は広がらないようにと，懸念は地元としていたしております。そんな中の転用案件でございますが，当該農地自体が斜めにちょっと筆がなっておりますので，東西南北と言うのが難しい所もあるんですが，隣地の状況といたしましては，先程現地調査の報告にあったとおりでございます。北か東か等は別として，囲まれた状況は宅地，道路，自作田及び水路と田という状況でございます。現況といたしましては，保全管理がされている状況でございます。今回の申請地の南にある農地が切り売りされて宅地化しておる所でございますが，排水に関しましては，その関係で柵設置と用悪排水の水路がございますので，それに接続いたします。日照，通風，土砂流出等，擁壁も設置しますので問題なしと捉えております。総合判断といたしまして，地元としては問題ないと捉えておりますが，これ以上ここから優良農地にしみ出的に開発が続くことの無いよう，今後注意して見ていく必要があると考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが，市街地化区域に近接し，市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で，諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、58番は許可されました。

【受付番号60番, 61番】

(農地担当)

続きまして60番、真壁の件でございますが、12ページの61番、使用貸借の案件、同じく真壁、これらと関連ございますので一括審議とさせていただきます。それでは、60番及び61番、共に真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東は田、西は道路、南は田、北は宅地。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

現況は、使用されていない、作付けされていない水田で、東が水田、西が道路、南が水田、北が宅地となっています。用水については、特に支障はないと思います。排水は、雨水は宅内枳を設置し、道路側溝へ。生活雑排水は公共下水道へ接続します。日照、通風については、全高7メートル程度の建築物予定で特に支障は無いと考えます。土砂流出等については、コンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。

61番のほう、これは申請地の南西の角地、2平方メートル程の別棟の土地があつて、別の申請としてあがっております。現況としまして、東が水田、西が道路、南が水田、北も水田です。営農状況への支障については先程と同じで、総合判断といたしましては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2つ以上の医療施設、公共施設がある農地と

ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

60番及び61番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号59番】

(農地担当)

続きまして、59番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東は自者の宅地、西は田、南は東の部分はコンテナハウス、西の部分が畑、北は宅地。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員)

現状は先程言われた通りで、用水に関しては周りに田んぼとかが少ないので問題ないと思います。

排水のほうですが、雨水だけで舗装しないでそのままという事で、地下に浸透させて露天駐車場と

回転場と言いますか、ちょっと車が通る感じで、まあ生活排水としては出ません。日照とか通風な

んですが、駐車場に主に使用しますので、隣地の農地には影響ないというふうに思います。土砂の流出ですが、西側と南側にブロックで擁壁をすると聞いています。ですので、隣地への流入はしないようにするという事です。あとこの貸出人の方が何故かというのが、東が宅地に今倉庫が建っています。この倉庫は申請人の父親が所有という事で聞いていますので、隣地なので申請が出たという事で、総合的に判断して問題は無いんじゃないかというふうに思いました。

以上です。よろしくお願いします。

(農地担当)

それでは、地元推進委員でございます竹内委員、何か補足ございましたらお願いいたします。

(竹内委員)

ご説明の通りでございます。補足はございません、よろしくお願いします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、59番は許可されました。

【受付番号47番】

(農地担当)

続きまして、47番、総社の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東は道路、西は残りの田、南は宅地、北は道路。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員)

当該農地ですが、住所が総社になっておるので分かりにくいかもしれませんが、●●●の公民館のすぐ近くの農地になります。●●●●●●●●の●●●●●●とか●●●●●●●●●●から北へ100メートルほど行ってちょびっと東へ入った所の辺りでございます。ちょうど●●の部落と水田地帯の境目の辺りでございまして、周りは宅地に囲まれている状況の農地でございました。詳しくは推進委員でございます茅原委員にお調べいただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

(茅原委員)

8月30日、現地に確認に行かせていただきました。15番委員に同行いただきました。現況は畑となっております。西側のほうも自作田、現況畑でございまして、奥の方へビニールハウスのようなものがありました。進入口も確保できておりましたし、その辺は問題ないかと思えます。南側は宅地でございまして、その西側と南側、こちらのほう敷地境界線に沿ってコンクリートブロック擁壁を設置いたします。東側、北側、道路に面した境界につきましては、L型側溝を設置いたしまして土砂の流出等対策されております。それから雨水排水につきましては、集合桝を設けまして道路を挟んで北側の水路へ放流いたします。生活排水につきましては、敷地内に合併浄化槽を設けまして法的に処理いたしまして宅地桝へ放流いたします。二階建てを予定しておりますけれども、最高は10メートル未満に抑えるようにいたしまして、日照、通風に最大限影響ないように留意すると言っております。総合的に見まして、問題なしと判断いたします。よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、47番は許可されました。

【受付番号48番】

(農地担当)

続きまして、48番、西郡の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東は宅地、西は田、南は残りの田、北は水路がありましてすぐ道路です。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

今言われたように、東が宅地、いわゆる営業用倉庫になっております。南はちょうど道に沿った所ですから●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●に抜ける道ですけど●●●●●●●●●●があります。この当事者二人は親子関係でございます。今●●●●●●●●●●になってますけど●●●●●●●●●●さん、●●●●●●●●●●になってますけど今空き家を借りて住まいという状況です。平屋の家を建てるという事で、4メートルちょっとですから日照には全く問題なからうかと思えます。排水については、宅地内に沈殿槽を設けて排水するという事でございます。土砂については、境界部分をコンクリートで外壁をするんで問題なからうかというふうに思えます。以上、総合的に判断して問題なからうかというふうに思えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、48番は許可されました。

【受付番号49番】

(農地担当)

続きまして、49番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東は田、西は道路、南は宅地、北も宅地。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この件につきましても私と守安委員で現地調査を行いました。現地調査では何も問題ありませんでした。どうぞよろしくをお願いいたします。また、調査報告につきましては、守安委員のほうから報告してもらうので、よろしく申し上げます。

以上です。

(農地担当)

それでは、守安推進委員をお願いいたします。

(守安委員)

用水につきましては問題ないと思います。排水ですが、雨水排水は宅内に集水桝を設け集水するようにし、そこから既存の排水路に接続します。生活排水ですが、合併浄化槽を設置し、直接既存の排水路に流入しないようにします。あと日照、通風ですが、木造二階建てで高さ8.8メートル程です。東側、南側に隣接地がありますので、建物の東側境界は1.5メートル程離して建て、隣接地の日照、通風に影響のないよう留意します。土砂の流出ですが、北側には隣との境界にブロックがあります。東側、南側境界部分にも境界ブロックを施工し、周囲への土石の流出を防ぎます。総合判断は何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

49番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、49番は許可されました。

【受付番号52番】

(農地担当)

続きまして、52番、秦の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

東は水路、西は残りの畑、南も残りの畑、北は道路。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

申請地につきましては、渡人と受人の方は、受人の方がお孫さんにあたる方と聞いております。高齢と持病のため、農業がしづらくなってきてお孫さんが時々通って、面倒を見ているような状態です。ここで住宅をとという事で先程もありましたが、道を挟んでの住宅がお爺さんの家という事でありました。現地の調査をしましたところ、周りが畑なんですけど地目は田んぼとなっております。用水に対する影響は無いように思います。排水についても地上げをしますが、柵を作って雨水をそちらへ排水するという事です。流出等の問題は無いと思います。日照、通風の問題も無いと思われます。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、地元推進委員でございます池上推進委員、何か補足ございましたらお願いいたします。

(池上委員)

農業委員と一緒にチェックしましたが、別に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という事で、第1種農地と判断しています。例外許可規定として、集落に接続して設置される施設に該当します。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

52番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、52番は許可されました。

以上で議案第40号の審議は全て終了いたしました。

【議案第41号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

次に、議案第41号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第41号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見についてを朗読】

【受付番号6番】

(農地担当)

今回用途廃止申請といたしまして、日羽の土地が申請上がってきております。現地を定井会長に確認いただいておりますので、会長、報告のほうをお願いいたします。

(2番委員)

8月24日に現地を確認してまいりました。場所は日羽のはずれ、●●●のちょい入った所の付近であります。そして、道路、水路は一切今のところ使用していません。地域においては使用が無いと思われれます。よろしくご審議を願います。

(農地担当)

ただ今説明がございましたように、既に使用していない道及び水路の用途廃止申請でございます。この件につきましてご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、この申請の道及び水路を用途廃止しても周辺営農上問題なしと回答してもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、農業委員会といたしまして、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。

【議案第42号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

次に、議案第42号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第42号 農用地利用集積計画についてを朗読】

詳しい説明に入ります前に、10番委員、関連する立場でございますので退席のほうお願いいたします。

【14時56分 退室】

(主査)

【農用地利用集積計画について詳細説明】

(農地担当)

ただ今事務局から説明がございましたが、今回のこの資料にございます4筆をご覧いただきまして、お目通しの上で何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(委員)

なし

(農地担当)

それでは、今回のこの議案につきまして、原案通り承認するをいたしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(農地担当)

それでは原案通り承認いたします。

入室いただいでください。

【14時58分 入室】

【報告第27号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第27号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第27号 報告書について朗読】

【報告第28号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第28号、農地法第4の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第28号 報告書について朗読】

【報告第29号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第29号、農地法第5の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第29号 報告書について朗読】

【報告第30号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第30号、農地所有適格法人の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第30号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

31 ページ, 32 ページは, その他報告事項となっております。お目通しください。

以上ですが, 本日許可された議案につきましては, 速やかに許可書を交付することといたします。

また, 開発許可が必要なものにつきましては, 同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は, 3 条関係が 10 件, 4 条関係が 2 件, 5 条関係が 15 件でございました。

また, 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について, 周辺営農上問題なしといたしました。

また, 農用地利用集積計画について, 原案通り承認といたしました。

以上で, 日程第 3 付議事件の審議は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

【日程第 4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

次に, 日程第 4, その他に入ります。

委員の方から何かありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは, 事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【総社市農業委員会障がい者活躍推進計画について】

(主事)

【研修会の日程変更について】

【令和 2 年 7 月豪雨災害義援金の募集について】

【全国農業新聞購読料について】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは, 会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆様お疲れさまでした。最初に会長からのお話にありましたように、これから忙しい時期を迎えますし、暑かったり寒かったり、まあ寒いって事はないかもしれませんが、天候不順なところがあったりするかもしれませんので、健康には注意されて作業を行っていただければと思います。

本日はお疲れさまでした。

閉会 午後3時08分